

## 2011年度 第2回愛川町テニス協会理事会 議事録

日時・場所	‘11/8/13 18:00～20:00 中津公民館(レディースプラザ)第1会議室
	出席者:綱島副会長、鈴木理事長、坂井副理事長、森(和)、宮永、牛久保 欠席者:鳥羽会長、大工、館山、大野、市川、小川
	記録:渡邊(千)

### 1. 実施済み大会報告

第18回愛川町総合体育大会…………… キヤメル:綱島

大会結果報告書に基づき説明

『意見、要望、引継ぎ事項』

- ・7ポイントタイブレークについて  
→ルールブック28ページに記載されているので、各自確認して下さい。
- ・大会コート使用時、減免申請について  
→【通常の大会】 50%の減免  
【愛川町総合体育大会】 初日:100%減免/2日目以降:50%減免  
※ 初日が雨で延期になった場合は、2日目大会初日となる為、大会予定日2日目減免100%扱いとなる。(あくまでも、大会初日は100%減免)

第25回ミックスダブルス…………… マリソウル:牛久保

大会結果報告書に基づき説明

『意見、要望、引継ぎ事項』

- ・大会結果報告内、引継ぎ事項に前大会から引継いだNEWボール数及び次大会へ引継ぐ余りのNEWボール数の記載が無い。  
又、セットボールの処分方法についても記載がない。  
→NEWボール数については、確認の上、後日書記局へ連絡する事。(担当:牛久保)  
→セットボールについては、買取希望者の募集を各団体へメール後、結果を書記局へ連絡する事。(担当:牛久保)  
→大会結果報告書原紙に、ボールの引継ぎ等を記入する覧を追加する。(担当:書記局渡邊)

### 2. 体育協会より

スポーツレクリエーションフェスティバルについて…………… 体育協会:森(和)

開催日:10月10日(月) am9:00～pm2:00(集合時間:AM8:00)

ゲーム内容:テニス9

協力依頼人数:協会全体で10名

愛川町体育協会スポーツ講演会の開催について

日時:11月20日(日) am10:00～am11:45

会場:愛川町文化会館3F大会議場

参加費:無料

協会参加人数:7名以上

※改めて森さんより各団体代表者へメール連絡する。

以上

## 有料体育施設の減免等に関する運用基準の解釈

### 1. 減免に関する扱い

#### (1) 第2条第1項第5号〔町長が特に認める活動〕の解釈

ア. 行政区単位で実施するコミュニティ活動（盆踊り・運動会等） 10割

イ. 幼児から高校生までの団体スポーツ活動 10割

ただし、有料運動公園は、一般町民のための有料スポーツ施設であり、一般使用を優先することから、高校生以下の団体スポーツ活動（練習等）での予約については、土、日を除く平日を使用日の6カ月前からできるものとする。

★個人使用については減免の対象としない。

★町外の高校生以下の団体スポーツ活動の施設使用料は一般町民扱いとする。

ウ. 坂本体育館・坂本運動場を坂本区が、志田運動場を三増区の団体が地域のコミュニティ活動・スポーツ活動の場として使用する活動 10割

エ. 坂本プールを坂本区の住民が、三増プールを三増区の住民が使用する活動 10割

オ. 田代運動公園プール・アイススケート場及びゲートボール場について町内の60歳以上のお年寄り（福寿手帳提示）及び心身障害者（障害者手帳提示）が利用する活動 10割

カ. 上記に定めるもののほか、町長が特に必要と認める場合 10割

※ 上記ウ・エについては、志田最終処分場及び衛生プラントの建設に伴う地元対応として、慣例的に実施しているもの。

#### (2) 第2条第3項の解釈

ア. 第2条第3項の規定による社会教育団体（加盟団体を含む）、公的団体が大会等で施設を使用する活動 5割

ただし、底辺拡充を目的としない教室、練習等で使用する場合は、減免の対象としない

イ. 中体連、高体連及び町内各種協会の主催する高校生以下を対象とした大会で使用する活動 10割

(補足) 第2条第3項〔社会教育団体（加盟団体を含む）公的団体〕の主催の大会等について

ア. 愛川町総合体育大会

教育委員会主催大会は、種目協会の開会当日（1日）のみ10割減免扱いとし、以後2日以上を必要とする大会は5割減免とする。

イ. 教室関係

各種目協会が、底辺拡充等を目的に行う教室については、教育委員会共催とし、1日4時間を限度とし、年6日間まで認め、10割減免扱いとする。

なお、テニス場については、硬式テニスハードコート3面以内、ソフトテニスはオムニコート3面以内とする。